

柴田町女性委員登用状況調査票

(令和8年4月1日現在)

NO	審議会等名	設置根拠		令和7年度			令和8年度			公募 設定の有無	公募枠設定「無」の場合 その理由・根拠	任期	担当課名等
		適用法令・条例等	地方自治法	委員 総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性の 割合 (%)	委員 総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性の 割合 (%)				
1	監査委員		180条の5関係	2	0	0.0%	2	0	0.0%	無	自治法196条で、監査委員は、長が議会の同意を得て、「識見を有する者」、及び議員のうちから選任するため。	R6.1.1～R9.12.31 (代表) R7.4.1～R11.3.31 (議員)	監査事務局
2	教育委員会		180条の5関係	4	2	50.0%	4	2	50.0%	無	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、長が議会の同意を得て「識見を有する者」のうちから選任するため。	任期：4年	教育総務課
3	柴田町就学支援審議会	柴田町就学支援審議会条例	202条の3関係	7	2	28.6%	7	3	42.9%	無	任命の基準として、柴田町就学支援審議会条例第2条第2項第1号～第4号に規定されている者と限定されているため。	R7.4.1～R9.3.31	教育総務課
4	学校給食共同調理場管理運営審議会	学校給食共同調理場管理条例	202条の3関係	11	4	36.4%	11	4	36.4%	無	任命の基準として、柴田町学校給食共同調理場条例第5条第4項第1号～第5号に規定されている者と限定されているため。	R7.4.1～R9.3.31	教育総務課
5	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	202条の3関係	6	1	16.7%	6	2	33.3%	無	任命の基準として、被保険者、保険医又は薬剤師、公益を代表するものが限定されているため。	R7.1.1～R9.12.31	健康推進課
6	予防接種健康被害調査委員会	柴田町予防接種健康被害調査委員会要綱	138条の4関係	6	0	0.0%	6	0	0.0%	無	任命の基準が定められているため。	R8.4.1～R10.3.31	健康推進課
7	健康づくり推進協議会	柴田町健康づくり推進協議会設置条例	138条の4関係	11	4	36.4%	11	3	27.3%	有		R8.4.1～R10.3.31(予定)	健康推進課
8	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	202条の3関係	7	2	28.6%	7	3	42.9%	有		R8.4.1～R10.3.31	スポーツ文化振興課
9	社会教育委員	柴田町社会教育委員に関する条例	202条の3関係	7	3	42.9%	8	4	50.0%	無	委嘱の基準として、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者等として限定されているため。	R8.4.1～R10.3.31	スポーツ文化振興課
10	文化財保護委員会	柴田町文化財保護条例	202条の3関係	5	1	20.0%	5	1	20.0%	無	任命の基準として、文化財に関し学識経験を有する者と限定されているため。	R8.4.1～R10.3.31	スポーツ文化振興課
11	商工振興審議会	柴田町商工振興審議会条例	202条の3関係	8	3	37.5%	8	3	37.5%	無	任命の基準として、柴田町商工振興審議会条例第3条第1項第1号～第3号に規定されている者と限定されているため。	R6.4.1～R9.3.31	商工観光課
12	環境審議会	環境基本法第44条	202条の3関係	7	2	28.6%	7	2	28.6%	無	任命の基準として、柴田町環境基本条例第21条第2項第1号～第3号に規定されている者と限定されているため。	任期：2年 (～R9.3.31)	町民環境課
13	固定資産評価審査委員会	地方税法第423条	180条の5関係	3	0	0.0%	3	0	0.0%	無	税務に精通するものとして、不動産鑑定士等の資格を有する者と任命の基準が限定されているため。	任期：3年	税務課
14	選挙管理委員会	地方自治法	180条の5関係 181条関係	4	1	25.0%	4	1	25.0%	無	委員については、選挙権を有する者で政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、町議会で選挙を執行し決めるため。	R4.6.27～R8.6.26	選挙管理委員会
15	水防協議会	水防協議会条例	202条の3関係							無	水防協議会を開催していないため		総務課
16	防災会議	防災会議条例	202条の3関係							無	防災会議を開催していないため		総務課
17	国民保護協議会	国民保護協議会条例	202条の3関係							無	国民保護協議会を開催していないため		総務課
18	特別職給料等審議会	特別職給料等審議会条例	202条の3関係							無	その都度、委員を委嘱するため	審議会開催日のみ委嘱	総務課
19	安全衛生委員会	安全衛生委員会管理要綱 職員安全衛生管理規程		5	3	60.0%	5	3	60.0%	無	規程第14条第1項の規定により、職員、所属長、副町長、産業医としているため。	R8.4.1～R9.3.31 (予定)	総務課
20	情報公開審査会	柴田町情報公開条例	202条の3関係	5	2	40.0%	5	2	40.0%	無	条例第23条第2項の規定により、学識経験を有する者の中から、町長が委嘱するとしているため。	R6.4.1～R10.3.31	総務課
21	個人情報保護審査会	柴田町個人情報保護法施行条例	202条の3関係	5	2	40.0%	5	2	40.0%	無	条例第7条第2項の規定により、学識経験を有する者の中から、町長が委嘱するとしているため。	R6.4.1～R10.3.31	総務課
22	都市計画審議会	都市計画審議会条例	202条の3関係	10	3	30.0%	10	3	30.0%	無	任命の基準として、柴田町都市計画審議会条例第2条第1項第1号～第3号に規定されている者と限定されているため。	R7.4.1～R9.3.31	都市建設課
23	農業委員会	農業委員会等に関する法律	180条の5関係	9	2	22.2%	9	2	22.2%	有		R8.3.1～R11.2.28	農業委員会
24	農政審議会	柴田町農政審議会条例	202条の3関係	10	3	30.0%	10	3	30.0%	無	委嘱の基準として、柴田町農政審議会条例第3条第1項第1号～第4号に規定されている者と限定されているため。	R8.4.1～R10.3.31 (予定)	農政課
25	民生委員推薦会	民生委員法第5条	202条の3関係	7	2	28.6%	7	2	28.6%	無	民生委員法第8条の規定により、当該市町村の区域の実情に通ずる者の中から、市町村長が委嘱するため。	任期：3年	福祉課
26	介護保険運営委員会	柴田町介護保険運営委員会要綱		14	7	50.0%	13	9	69.2%	有		R6.10.1～R9.9.30	福祉課
27	子ども・子育て会議	柴田町子ども・子育て会議条例	202条の3関係	10	8	80.0%	10	7	70.0%	無	委嘱の基準として、柴田町子ども・子育て会議条例第3条第2項第1号～第4号に規定されている者と限定されているため。	R7.7.1～R10.6.30	子ども家庭課
28	住民自治によるまちづくり基本条例審議会	住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例	202条の3関係	9	4	44.4%	9	4	44.4%	有		R5.3.23～R9.3.22	まちづくり政策課
29	男女共同参画推進審議会	柴田町男女共同参画推進審議会条例	202条の3関係	9	5	55.6%	9	5	55.6%	有		R8.4.1～R10.3.31	まちづくり政策課
30	柴田町総合戦略推進委員会	柴田町総合戦略推進委員会設置要綱		10	2	20.0%	9	2	22.2%	無	委嘱の基準として、柴田町総合戦略推進委員会設置要綱第3条第2項に規定されている者と限定されているため。	R8.4.1～R10.3.31	まちづくり政策課
31	第7次柴田町総合計画審議会	柴田町総合計画審議会条例	202条の3				18	8	44.4%	有		R8.6中旬～R9.3.31 (予定)	まちづくり政策課
合計				191	68	35.6%	208	80	38.5%				